

マスコミの「学校バッシング」における 「教育言説」の批判的検討(2) — 朝日新聞の「女性教師刺殺事件」の記事を手掛かりに —

A Critical Review on “Educational Discourse” in the Media’s “School Bashing”: Using the Asahi Shimbun’s “A Woman Teacher Stabbing to Death Case” Article as

西 尾 理
NISHIO Osamu

1. はじめに

「女性教師刺殺事件」とは、1998年1月28日、栃木県黒磯市黒磯北中学校において、英語を教える塚越佳代子教諭(当時26歳)を一年生の男子生徒A(当時13歳)がナイフで刺し、死に至らしめた事件である。

ウィキペディアの概要と評価によると、「この事件を起こした当時13歳の少年は、補導歴や問題行為などの無い、いわゆる「良い子」「おとなしい子」であったことが社会に衝撃を与えた。少年は女性教諭(当時26歳)に授業に遅刻したことを注意された際、カッとなって刺したという。この事件で少年がナイフを校内に持ち込んでいたことが問題となり、各地で所持品検査の是非を問う論議が起こった。刺殺された教諭の「先生なにか悪いこと言った?」といった高圧的な言動を取り上げ、思春期の子どもたちへの配慮を欠いた感情的な叱責が、多感で悩みを抱えた少年を発作的で衝動的犯罪に走らせたとする意見が、一部の心理学者やライターなどによって唱えられた。はては、夫の郷里での勤務という家庭事情や本人の勝気で強烈な職業意識の結果、育児のストレスが悪いかたちで教育現場に持ち込まれたという極端な議論まで現れた。しかし、被害者への客観的評価や全体的情報がないまま、事件直前の言動をことさら否定的にとりあげ、子どもたちの反発をうけて当然の嫌悪すべき教師像をつくりあげているとの反論もなされている。ちなみに、刺殺された教師は指導に厳しい面もあったが、全体的には生徒の評判が悪いわけではなかった。」とある。

この概要と事件の評価は、マスコミの様々な報道と論調によって“定説”となってしまったのだろうか。殺された被害者が教師であり、殺した加害者が生徒である場合、殺された被害者が高圧的な言動を行ったという理由だけで殺される非を被る理由はあるのだろうか。例えば、殺人事件があった場合、恨みによる殺人事件であった場合、被害者が恨みを持たせたことに非があるという報道を行うのだろうか。「校門圧死事件」のマスコミ報道

に象徴されるように、教師が加害者で生徒が被害者である場合、執拗に生徒の人権を主張するが、教員の人権に触れたのだろうか。教員には人権（生存権）もないのだろうか。

そこで、本論文の目的は、朝日新聞の「女性教師刺殺事件」を手掛かりに、マスコミの「教育言説」を批判的に検討していくことである。それを通して、被害を受けた教員への評価や学校教育への批判の矛盾を明らかにしていくことである。

2. 方法

対象とする「教育言説」は、1998年に起きたいわゆる「女性教師刺殺事件」における朝日新聞の記事を検討する。朝日新聞の記事データベースで、「女性教師刺殺事件」「女教師指圧事件」「黒磯北中学校」で検索したところ、57件がヒットした。事件が起きた1998年1月28日から2004年9月16日までその記事が確認できた。そのすべてに眼を通してみた。その言説の経過と特徴を批判的に検討していく。

3. 「女性教師刺殺事件」に対する朝日新聞の「教育言説」の特徴の分類

筆者は、「マスコミの「学校バッシング」における「教育言説」の批判的検討—朝日新聞の「校門圧死事件」の記事を手掛かりに—⁽¹⁾」の中で、朝日新聞の「教育言説」の特徴を分類して示した。それは、以下の通りである。

朝日新聞の内容面における学校教育と教員への批判は、以下のように分類できる。

批判① 安易な外国との比較からの批判。

批判② エリート校との安易な比較からの批判。

批判③ 「管理教育」批判

批判④ 学校の閉鎖性への批判

批判⑤ 「校則批判」：人権と絡める場合あり

朝日新聞の主張は以下のように分類できる。ただし、明確に主張していないがそのように捉えることができるような表現をすることがある。

主張① 自主性の尊重・個性の尊重

主張② 生徒への信頼、生徒理解、生徒とのふれあい

主張③ 開かれた学校

朝日新聞の「教育言説」の手法である。それは以下のように分類できる。

手法① 朝日新聞の論調に適合した識者（学者、評論家、カウンセラー等）や市民団体、たまたま取材を受けた市民（教員、生徒等も含む）の中で朝日の論調に適した声を選択する。そしてこれらの人物たちに朝日の論調を代弁させる。

手法② 学校・教員VS市民グループ（例えば、人権団体や人権弁護士会等）という単純な2項対立に論を整理し、前者を悪、後者を善としてあたかも時代劇のような物語を作りあげる。悪代官（学校・教員）に立ち向かう庶民（市民グループ）。

手法③ 主語を曖昧にする。例えば、〇〇関係者とか一般市民の声等。もしくは主語を書かない。例えば、「という」という書き方をして、あたかも関係者が

伝えているように思わせたり、「～となった」という書き方をしてあたかも自然にそうなった、社会情勢がそうさせたように思わせる。しかし、主語は、手法①と合わせて朝日新聞であり、自らの責任逃れを意図した手法。

手法④ 言葉に「など」とついたり、「 」をつけて断定しない。後で指摘を受けたり、追求されないように“逃げ道”をつくっておく。もしくは、低次元の“謎かけ”のように、また薄っぺらい“ポエム”のように「 」で表現して、何か深い意味があるように匂わせるが、これも断定することへの責任逃れの手法。

手法⑤ 朝日新聞の論調と反対の意見を意識的に掲載するが、必ず該当する記事の最初か真ん中あたりに載せ、その後の結論部分では、その意見を否定するような形で朝日の論調で結論づける。一見、両者の意見を公平に掲載しているように思えるが、後に掲載した方が読者に印象付けられるという効果をねらったもの。「一方的な論調ではありませんよ。反対意見も受け入れてますよ」というアリバイ作り。

手法⑥ 朝日新聞の論調にそぐわない意見を掲載する（手法④）が、それに対する論評はしない。朝日の論調にあった意見は論評する。安富歩による東大話法の規則3の「都合の悪いことは無視し、都合の良いことだけ返事をする」に通じるもの。

朝日新聞の隠された意図である。以下の通りである。これらは、朝日新聞やその記者が意識している部分としていない部分があることを断っておく。

隠された朝日新聞の論調の意図①

教育においては、ナイーブな教育学の理想主義（自主性、主体性、子どもとのふれあい、開かれた学校とか）を謳う。それが事実と反していてもそれが朝日新聞の社是であるので、その論調と反対のことを主張するわけにはいかない。事実と異なって朝日の論調と反対のことを述べれば、朝日の固定読者が離れていくことを危惧するからである。だからその社是の枠に合うような主張を掲載したり、枠に合うように事実を捻じ曲げたりすることも出てくる。

隠された朝日新聞の論調の意図②

1. でも述べた通り、購読者である親・保護者を批判できないので学校批判、教師批判を繰り返す。

隠された朝日新聞の意図③

朝日の論調のように実現できないのは、学校やその教員の能力不足、認識不足、努力不足だと考えている。学校の教員よりも学校歴が高く、自らも生徒としては、学校にかかわった経験があるので、学校や教員に対して上から目線の論調となる。医者や弁護士に対する論調と違うのは上記の理由からであろう。

この分類の中で、本論文に適合する朝日新聞の記事における「教育言説」を順次、検討しながらその都度、その特徴を太字で印していく。

4. 「女性教師刺殺事件」に対する朝日新聞の「教育言説」の分析

(1) 事実経過

事実経過については、1998年1月29日の朝刊のみである⁽²⁾。「校門圧死事件」では、4日から5日ほど事件の経過を追っている⁽³⁾が、この事件に関しては、この朝刊に早くも識者のコメントを掲載している（手法①）。「一般的に言って、今の子どもはいきなり凶悪犯罪に走る面がある。…親が我慢することを教えないので、欲望を押さえる力が欠けているようだ。家庭で親に認められない子は、学校生活にも適応できず、先生から注意されてますますストレスがたまるという悪循環に陥っている。」（大坪功・県警被害少年カウンセリングアドバイザー）、「管理社会の中で、中学校は今、先生と生徒にとって、苦しい場所になっていると思う。中学生は常に評価、選別にさらされ、非常に傷つきやすい状態になっている。息苦しさを感じている子どもが窮地に追い込まれると、自分を守るために突発的に攻撃性が飛び出すのではないか。先生にも一人の子どものいい面と悪い面を見るゆとりがなく、先生と生徒の生の交流も生まれにくいのでは。先生たちが、「今、学校はこうなっている」と外に向かって情報を出せない面もあると思う。」（伊達悦子・作新学院女子短大教授（児童臨床心理学））（批判③）、「個人差はあるが、ちょうど中一くらいの子供は自立心がだんだん芽生えてくる年ごろ。だが依存心もまだ残る不安定な年ごろだ。自己主張も強い。だからこの年ごろの子供と接するときは、子供の声を聞くことが重要だ。…一般的には子供たちが問題を起こす背景には、自尊心を傷つけられたときの自己防衛か、自己主張があると思う。」（戸井通夫・中央児童福祉審議会委員（元教護院鬼怒川学院院長））（主張②）。大坪功のコメントは、親の教育に触れているが、その後のコメントでは、「先生から注意されてますますストレスがたまる」と述べている。また残りの2人の論者も「中学生の生きづらさや傷つきやすさや自尊心を傷つけられたときの自己防衛か、自己主張などから攻撃的になり」、一方、「教員は生徒の内面を見るゆとりがない」ので、暗にこの教師の「乱暴な指導」に原因があるのではないかと疑っている。事実、「県のこれまでの教育方針についても「不十分だったとは思いたくない」と述べるにとどまった。」という内容については、記者が今回の事件について県の教育に問題があったのかと質問したのであろう。県の教育方針が問題なのではないかと主張したいのだ⁽⁴⁾。

こうして、この事件の加害生徒の主体やそれを保護する親・保護者としての責任は忘れられ、というより無視された論調となる。「自尊心を傷つけられた」ら「自己防衛や自己主張」で人を殺してよいものであろうか。

論調は、現代の子どもの現状に移っていく。この事件の現場の教師の受け止め方に関する記事⁽⁵⁾では、「教師は手を出せないと思っているから好き放題やってくる」と話すのは大阪府堺市の男性教師。「死ぬ」「きしょい（気色悪い）んだよ」などの暴言を浴びせられるのは日常で、授業中にヘッドホンステレオを聞いていた生徒を注意すると、教科書が飛んでくる。女性教師が狙われることが多く、首を絞められたり、押し倒されたりした人もいるという。府内の女性教師は「喫煙を注意しても、その場でやめる子はまれ。挑発的に煙を吹き出して見せられたことがあった」と話していた。しかし、この原因を大阪府教委の藤田博誠・義務教育課参事の「…子どもたちがなぜ自分を追い込んでいくのか、小学校のうちからのストレス分析に取り組み、対策を探っていききたい」という話で結んでいる（手法⑤）。また黒磯北中では、ナイフ所持の実態調査を行い、県教委が緊急ホームルーム

で生命の尊重等を話し合うように指示したことが書かれている。加害少年に対しては、被害教諭の夫が「何度繰り返し考えても、少年に対する憎しみは抑えきれない」という話を掲載するものの、少年は保護処分になり、14歳に満たないため少年院誘致にはならないことを淡々と記事にしている⁽⁶⁾(手法⑤)。

この事件を個々の生徒の問題にしないで、論をこの世代の生徒一般に持っていく。「1980年代とは違う「荒れ」は、いま全国の学校に広がっている」⁽⁷⁾と書き立て、「普通の子」がキレると煽り立てる。子どものストレスとか子どもへの理解とか教育一般の問題に広げていく。奇妙なことに、この記事で刺し殺した13歳の生徒は「ごく普通」の生徒だったという記事を掲載しておきながら、翌日の記事では、「塩山校長は29日の記者会見で、この生徒が2学期に8回、3学期に入って6回、保健室に通っていたことを明らかにした。養護教諭は「精神的に不安定」と判断し、担任の男性教諭がたびたび家庭訪問したという。」⁽⁸⁾ということを掲載し、翌日の記事では、「事件の直前、腰塚先生にとって「許されないこと」が続いた。しかし相手は「怒られるとキレる」生徒だった。2人の鋭い衝突に、周囲の生徒は「いつもと違う」と不思議がった。」と書いている⁽⁹⁾。その後、「ふだん先生に注意されたことがないのに、2度も注意が続いてキレたんじゃないか」と別の友人。…ある男子は「珍しく彼が何度も怒られるので、キレるなあ、と思っていたら、やっぱりキレた」という。友人が「ぶっ殺してやる」という生徒のつぶやきを聞いてから事件が起きるまで、10分もたっていなかった。」(事件直前「いつもと違った」と淡々と生徒の証言から事件に至るあらましを書いている。論評はない。この記事では何が言いたかったのだろうか。この生徒は、「ごく普通の生徒」ではなく「怒られるとキレる」生徒だったにもかかわらず、教員がこの生徒を理解しておらず、生徒がいつもと違ったと思っていながら教員がその状況を把握していなかった。要するに教員の指導に問題があったと婉曲的にも言いたいのだろうか。さすがに殺されてしまった先生を批判することがはばかれたので、こういう書き方をしたのである。しかし、他の殺人事件で殺された被害者に対してこういう記事の書き方をするものなのであろうか。また最初に事件を報じた記事では、「「おとなしく目立たない」男子生徒が、「明るく、生徒に人気があった」若い女性教諭を刺し殺した」⁽¹⁰⁾とセンセーショナルに報じておきながら、「ごく普通」の生徒が「精神的に不安定」な生徒となり、すぐに「怒られるとキレる」生徒とわずか3日間で“変貌”している。取材の過程でそうなのであろうか、では最初の加害生徒の扱いについては予断で記事にしたのだろうか。無責任極まりないであろう。

(2) 生徒の所持品検査とナイフ所持対策について

ナイフ等の所持品検査について、栃木県警が県教委に生徒の所持品検査を積極的に実施するよう要請したが、県教委は「人権上の問題が大きい」として拒否した。事件が起きた中学校でも同様の理由から所持品検査をしたことはなかったという⁽¹¹⁾。

昨年度全校生徒に、「ナイフやカッターを持ちかけないように呼びかけた」と説明する⁽¹²⁾。また各家庭に禁止を呼びかける通知を出していた。しかし、刃物を持つ生徒はなくなり、今回の事件の一因となったといえる⁽¹³⁾。今回の事件について、級友の多くは「ナイフをいつも持っている生徒がだれだか、みんな知っていた」と語り、具体名も挙げた。先生の見えない場所で見せびらかしたり、口コミで広まったりしたという。これに対して同校は29日、「昨年禁止した後は、持っている生徒がいるとは思わなかった」と説明した⁽¹⁴⁾。

また、次の記事「警察官が中学生に襲われた事件で、東京都教育庁は3日、生徒の所持品検査を容認する考えを各教委に伝えた。この日午前、町村信孝文相が、検査を効果的に活用することを促す姿勢を示したのを受けて判断した。栃木県教委も、事件直後は県警からの所持品検査の要請を「人権上の問題が大きい」として拒否していたが、各校独自の判断で容認する方針に転じた。しかし、少年が補導された名古屋市中区の中学校の教頭は「最近の事件でいろいろ議論があるようだが、また昔に戻るだけのように思う」と戸惑う。1980年代後半まで所持品検査をしていたが、校則批判やプライバシー保護の声が上がり、やめていったという。」⁽¹⁵⁾しかし、「市内の中学校で男子生徒が、ナイフを持って暴れたという報告が入ったのは、その午後だった。「他山の石として、と話したばかりだったのに」。ある職員は肩を落とした。」⁽¹⁶⁾そこで取られた方法が、「広瀬一巳首席指導主事は三日夜、「事件の状況も分からないので何とも言えないが、教師や周囲の大人が、サインに気づいていれば……」と話した。また、神戸の植田秀幸首席指導主事は「心の教育を充実させ、ナイフを持たせないような指導を徹底したい」と語る⁽¹⁷⁾。さらに、「日ごろから生徒の表情などを見ながら、生徒の気持ちを理解していくことの大切さを強く感じている」。愛知県教委の近藤課長は、子どもの内面を知る基本の大切さを強調しながらも、難しさをにじませた。」⁽¹⁸⁾(主張②) これら一連の記事では、各学校で、ナイフを学校に持ってくることを禁じたが、人権上の問題から所持品検査をしなかった。依然としてナイフを学校に持ってくる生徒がいた。その結果、女性教員が刺殺されるという事件が起きた。それでも学校に生徒がナイフを持ち込ませることに対して断固たる処置を取るという行動には至っていない⁽¹⁹⁾。さらに、学校が持ち込まないようにと保護者に通知しているにもかかわらず、持ち込む生徒がいるとしたらそれは、本人及び保護者の責任なのではないだろうか。保護者が家庭で所持品検査をすれば良いのだ。しかし、一連の記事では、そのことに淡々と触れるだけで、本人及び保護者の責任を問う論評はない。代わりに、「心の教育」だとか「子どものサインを見逃さないように」とか、「生徒の気持ちを理解する」とか教員側の指導の問題として片付けられている。マスコミが保護者の責任を問わないのは、購読者である親・保護者を批判できないので学校批判、教師批判を繰り返すためである(意図②)。理由は、保護者を批判すると新聞購読やテレビの視聴率に影響がでるからであろう。例えば、この一連の記事の中でも「教師や周囲の大人が…」とあるが「周囲の大人」とは具体的に誰を指すのであろうか。近所のおじさん、おばさん?地域の大人?なぜ保護者と書かないのだろうか、理解に苦しむ。その後も「子どもの心の動きを把握することが大切。学校内における教育相談態勢を強化したい」と話している⁽²⁰⁾、「教諭を刺した男子生徒が、ひんぱんに保健室に行っていたことから、各校の保健室の利用状況を把握することになった。」⁽²¹⁾、「委員会は三月に設置され、三カ月間、事件の事実関係や原因、今後の課題などについて検討し、教育行政に提言していくとしている。委員は医師や心理学者、カウンセラーなどの学識経験者と、警察や児童相談機関、黒磯市教委などの関係機関で構成され、今月中に人選を行う」⁽²²⁾等の記事に終始している(主張②)。

また、販売店への呼びかけも記事。「大分市ではこの日、大分中央署と市教委、大分中央地区少年補導員連絡会が未成年者への刃物の販売を自粛するように刃物販売店に呼びかけた。」⁽²³⁾、「県と県警は五日、ナイフを扱っている県内130店に対し、十八歳未満の少年にナイフを売るのを自粛してほしいと文書で要請した。」⁽²⁴⁾、「県警は九日、栄の地下街

一帯で、買い物客にピラを配り、ナイフを「売らない、持たない、持たせない」と呼びかけた。さまざまな種類のナイフを扱っている栄の大型雑貨店は店頭にあったバタフライナイフの陳列を、三日からやめた。「以前から中、高校生には親の承諾が確認できない限りは販売していなかったが、未成年者を刺激しない意味でもバタフライナイフはひとまず引き上げた」と言う。⁽²⁵⁾、テレビへの要請の記事。「(バタフライナイフを流行らせた筆者(注)) ドラマを再放送している東海テレビ (フジテレビ系, 名古屋市) は放送の中止を決めた。」⁽²⁶⁾。

監督責任者である保護者への記事は掲載された形跡がない。学校やナイフの販売店、ナイフを扱ったテレビ番組に要請を行うという記事の前に中学生やその保護者に訴えかける記事を掲載するのが筋ではないのだろうか。やっとな、その記事が出てきたのが、「[刃物携帯は犯罪です]。栃木署は十九日までに栃木地区防犯協会、同署管内銃砲保安協会と連名で、子供たちに刃物を持ち歩かないように保護者に呼びかけるチラシを作った。チラシはA4判でバタフライナイフなどのイラスト入り。「正当な理由がなく、刃物を携帯することは犯罪です。保護者のみなさん、子供さんに不法行為をさせないでください」と呼びかけている。」という趣旨の記事である⁽²⁷⁾。事件を伝える記事から22日も経っている。遅きに失したのではないだろうか。しかしその後、再びバタフライナイフが有害玩具に指定されたという記事を掲載している⁽²⁸⁾。

その後、取手市の安田千代(元教師72歳)の投書で、県高等学校長協会、生徒の所持品検査の際のガイドラインが示されたことを新聞報道で知り、荒廃の今こそ創意と真心でと訴えている記事を記載している。また桜川村 鈴木俊彦 公務員(43歳)ナイフの規制は、根本的な解決にはならないとする意見もあります。しかし、ナイフが手近になればそれを使った衝動的な殺傷事件は起きないのです。学校での所持品検査でも何でもして、ナイフの持ち歩きを止めさせるべきです。」という反対意見も掲載している⁽²⁹⁾。ここに至っても学校の管理の是非を問うだけで、保護者の管理責任は問われていない。

(3) 対策は「子ども理解」「心の教育」「命の教育」「地域連携」

この事件を受けての対策の記事は、“子ども理解”である。そしてそのための教師の指導の問題である。暗に教師の指導が“荒く、一方的”だったからこの事件が起きたのだと考えているのであろう。例えば、次の記事。「…栃木県黒磯市で起きた男子中学生の女性教師刺殺事件を題材に、その場面を再現し、生徒や教師の気持ちをなぞるロールプレーを試みた。…教師役の養護教諭は「責めるのをよそうと思っても、途中から、もう引っ込みがつかなくなっていた。生徒の気持ちより次の言葉ばかり考えていた」と振り返る。会場のほかの教諭から「なかなかごめんといえない」「実際に学校でも引けなくなる場面は多い」などという反省も聞かれた。講師の江口昇勇・愛知淑徳大教授(臨床心理学)は「教師自身が自分の怒りをコントロールできなくなっていくのがよくわかる。教師だから引けないという感じがある」と分析。「生徒役を何度も演じてみて、教師の方も、怒っている自分を見つめられる余裕を持ってほしい」と助言した⁽³⁰⁾(主張②)。

学校が地域連携するという記事においては、学校が暗に閉鎖的だったので、このような事件が起きたと匂わせる。「(黒磯北中で)学校と保護者、地域の代表でつくる委員会も発足した。PTA関係者は「みんなが連携しないと対処できない。事件でそれを学校が認識した」と語る。」⁽³¹⁾とあるが、この談話を掲載した朝日新聞には、この事件の課題は、ま

ずは家庭教育だとは考えない。なぜナイフの所持品の管理まで学校が中心となって連携という名の業務を果たさなければならないのであろうか。少なくともこれは本務業務ではないのにもかかわらず、学校の責任だと婉曲的にも主張している。教員が殺されてもあくまで学校の責任だと主張したいのであろうか。同様に、「藤田政寿黒磯市長は、同日の定例記者会見で事件に触れ「こういう問題を教育だけで解決するのは難しい。学校と地域のつながりを、人的な配置を含めて検討したい」などと話した。…古口教育長はあいさつの初めに事件に触れ、「今のように子どもたちが多様化している時、教師が問題を一人で抱え込むのではなく、学校全体で解決しなければならない」と訴えた。また「学校は万能ではない。大人全体で子どもを指導しようという理解も深まってきている。外部機関に願ひするところは、勇気を持って頼むことも必要」と話した。」⁽³²⁾ (批判④)

(4) 原因は、勉強、内申書、偏差値教育、受験戦争他

ストレスからナイフを持つのだという事件が起きた県内中学生の取材から勉強や内申書がストレスだという記事。特に次の記事が典型であろう。「支局に通の投書が届いた。差出人の名前はなく、「中学三年生」と書いてあった。投書は「今回のナイフ事件の一番の被害者は刺した本人なのではないかと思います」という書き出しで黒磯北中の事件についての考察をつづっている。…一番の問題点は推薦入試制度と内申書にあると思います。中学生は学校生活で何か疑問があっても、それを自分の心に閉じこめ、日々、先生の気に入られるように努力しています。内申書のためだったら嫌だと思っても委員会、部活、掃除、給食当番など完ぺきにこなします。友だちにだって本音を言ったらいじめられるから、人づきあいの良い子を演じ、先生に対しても友だち関係は問題ないとアピールします。家に帰ると親に「勉強、勉強」と言われ続け、またいい子を演じ続けます。中学生は大人には計り知れないくらい追いつめられているのです。それでも我慢して我慢して、これ以上我慢できなくなったときに大爆発してしまうのです。公立高校の普通科で推薦制度をとることに何の意味があるのでしょうか。型にはまった作り物のいい子たちばかり増やして、何のための学校でしょうか。私たちの見えない悲鳴に気づいて下さい。私たちはキレル寸前です。一日も早く無意味な推薦制度と内申書の悪用をやめて下さい。」⁽³³⁾。

また、偏差値教育が原因とする記事。「偏差値だけで評価される戦後の教育制度を抜本的に改革する必要がある」⁽³⁴⁾。

この事件の背景と教育の変革の道を探ろうという宇都宮大学でのシンポジウムの記事。「伊達悦子作新学院女子短大教授が『『黒磯事件』をめぐる』と題して報告。『『黒磯事件』から続く少年のナイフを使った事件は起こるべくして、起こった事件。学園紛争、校内暴力、いじめへと変遷してきた少年たちの攻撃性のエネルギーが再び、校内暴力へと戻ってきた結果だ。攻撃対象の区別がなくなり、教師も対象となっている」と、一連の流れの中での出来事と位置づけた。」⁽³⁵⁾。その後、小中学校での環境の変化や教師に子どもに接する機会がないなどの意見に対して鈴木という校長が答えて、教育を変える具体的な取り組みも紹介したと結んでいる⁽³⁶⁾。ここから明らかなのは、原因を学校教育とし、その変換を求めているということだ。朝日新聞が、わざわざこのシンポジウムを取材し、複数の報告や多数の質問や意見からセレクトしたということは、これが朝日新聞の主張だということであろう (批判③, 手法①)。

他にも現代の食環境が脳に影響を及ぼし、「キレル」子どもを生んでいるという記事。

「ふたりとも、冒頭にもってくるのは、栃木県で起きた中一による女性教師刺殺事件。そして、現代の食環境が脳に悪影響を及ぼし、「キレル」子どもを生んでいるという。インスタント食品はよくない、朝食はかならずとりましょう…」⁽³⁷⁾。インスタント食品などもっと前の世代から食されていたではないか。ではなぜその世代はキレなかったのだろうか。あきれてものが言えない記事である。一人の女性教員が亡くなっているにもかかわらず、このような根拠があやふやな記事を掲載して、女性教員の尊厳をも踏みじじる朝日新聞の見識を疑うものである。

(5) 朝日新聞の識者の主張

社会経済学者の松原隆一郎が「女性教師刺殺事件の論調を概観している記事」⁽³⁸⁾。『論座』4月号の座談会を引用して、「少女は援助交際、少年はナイフと、「性と暴力」が学校一般のテーマとして浮上しつつある。「論座」4月号の座談会「援助交際で深呼吸する少女たち」で河野美代子氏は、援助交際する少女の親の多くが、子供をほんとうに可愛いと思ひ愛情でみずからも満たされるような状態にはなく、ひたすらしつけや進学に邁進(まいしん)する子育てにはまっているという興味深い指摘を行っている。がんじがらめで息苦しく、援助交際という逸脱行動で精神のバランスを保つというのである。家庭でのしつけがむしろ裏目に出ているわけで、そうしたパラドックスは教師の毅然(きぜん)たる叱責(しっせき)が刺殺の引き金になった事件のように、学校にも現れてきた。」⁽³⁹⁾ (批判③, 手法①)では、毅然たる叱責が悪かったというのだろうか。その指導が悪かったので殺されても仕方がないというのであろうか。

「一連の殺傷事件を見る限り、学校の強調する「命の大切さ」や林道義氏の唱える「父性の復権」、八木秀次氏の「人権の呪縛(じゅばく)から解放たれ毅然として行う所持品検査」(「右にナイフ、左に人権の悪ガキを黙らせろ」諸君! 4月号)は、ごく真っ当な主張でありながら底に穴のあいた鍋(なべ)の蓋(ふた)のように思えてくる。そうしたしつけや教育は学校や家庭で公式に施されるものだが、少年たちの「ムカつきキレル」という生理的拒絶を誘発するばかりだからだ。」⁽⁴⁰⁾ 批判はよいので、ではどうすべきなのかに応えていない。

香山リカ氏が、「…自己愛人格者たちは外見上は尊大であるものの、そのじつ特権意識を捨てたがっていてもいる。捨てられないのは代わりに自己イメージの持ち合わせがないからで、「誇大自己が壊される危険にさらされたとき」には「捨て身の憤怒」を示すこともあるという。香山氏の議論は直接にナイフ事件を分析するものではないが、思春期を対象としており、「捨て身の憤怒」は「キレル」に相当し、それが異常人格の性質ではなく普通の少年が示す可能性がある点で、今回の中学生たちの「荒れ」を言い当てているように思える。では、何が「誇大自己を壊す」のだろうか。一連の事件について、「親の期待という暴力」(「自尊心泥棒に反撃する少年たち」西山明、アステイオン8月冬号)や内申書や推薦入試を通じて生徒を去勢し魂を売らせる「学校というシステム」(「すごく哀しい存在としての学校」永山彦三郎、同)といった犯人捜しが試みられているが、…少年たちには親や友人、先輩後輩など非公式だが自己を誇大に見せることが死活の重要性をもつ人間関係(まとめて、彼にとっての「世間」と呼んでおく)があり、それが損なわれると「キレ」るらしいからだ。だが誰にどの「世間」があるかは一般的には示し難いようだ。…栃木県黒磯市の黒磯北中学校の女性教諭は、他の生徒の目につく教室の内外で叱責

したために刺された。…彼の「世間」での誇大な面子（めんつ）の揺らぎが引き金となっている。」⁽⁴¹⁾しかし、キレたら殺すのだろうか。ここには論理の飛躍があるのではないだろうか。

山崎正和の「…最近では酒場などでも偶然隣り合った客などとは会話せず、携帯電話やポケベルで自分の「世間」とつながろうとする若者を見かけるが、「社会」で異質な他者を無視する傾向にはそのように拍車がかかっている。そうした風潮に抗し、ナイフによる刺殺を肯定するような少年たちの「世間」を社会と共存させる教育が、求められている。」⁽⁴²⁾まったくもって意味不明な論評である。「ナイフによる刺殺を肯定するような少年たちの「世間」を社会と共存させる教育」とは、具体的にどうしろと言いたいのであろうか。こうした少年たちの気持ちを分かって共感せよとも言いたいのであろうか。この記事の概観者の刺殺事件の論調のセレクトとその論評は、その事件の背景にある教育構造や社会構造への批判に過ぎない。主体である個人の責任を問うということをしていない。そうした概観者の記事を掲載すること自体が朝日新聞の主張を代弁しているのであろうが、朝日の「教育言説」では、管理教育は良くない、生徒の主体性を主張するのであれば、生徒といえどもその主体の責任をまず問うのが先決ではあるまいか。こうした社会構造に責任を問うことは、朝日新聞の識者のよくやる手法であるが、いくつかの問題点がある。第1に、こうした社会構造にいる生徒たちはすべて刺殺事件を起こすのかという問題。例えば、同程度に格差・貧困の境遇に陥っている人がすべて、犯罪を起こすのかという問題である。第2に、大人一般が刺殺事件を起こした場合、本人の責任よりも社会構造にその原因を求めた記事を掲載してきたのだろうか。そうした論評を朝日新聞が掲載してきたのかという問題である。例えば、会社で上司が部下にきつく説教をして、部下がキレて上司を刺殺した場合、上司の説教の仕方が問われたり、もともとこの部下はキレる性格で、キレた部下の社会構造を問題にしたりするのだろうか⁽⁴³⁾。「競争社会で絶えず、出世競争にさらされていて、他者との繋がりがなく、ストレスが溜まっているのでちょっとしたことでこの部下はキレてしまうんですよ。こうした部下とも「共存」していかななくてはね！」とでも論評するのであろうか。確かに教育的側面、加害者が中学生ということも考慮に入れなくてはならないだろう。だが、中学生でも人をナイフで刺して殺してはいけないというルールはわかっているはずである。朝日新聞（のみならず他のマスコミ）に問いたいのは、何歳から（それとも学校在学中から）犯罪を犯した人間の責任を問い、何歳までは責任を問う前に受けてきた教育とか社会構造の責任を問うているのか。その基準を聞きたいものである。第3に、刺殺事件をおこした中学生の情報が洩れ聞くほどしか伝わっていない状況で、なぜこのような論評ができてしまうのであろうか。後述するが、少なくとも朝日新聞の記事では、この加害生徒の保護者の情報がまったく記事にされていないのである。どういふ生育歴だったのかもわからない状況で他の事例から類推して論評するという無謀さ、それを臆面もなく記事にする強引さと驕り⁽⁴⁴⁾。

同様に、吉岡忍の論評。「[黒磯北中女性教師刺殺事件も、和歌山カレー事件も、池田小児童殺傷事件もそうでした]中途半端に新しくて古い。住宅街でも商店街でもないこうした街を、吉岡さんは「生活圏の街」と呼んでいるという。便利だけれど中心がない、快適だけれど地域的まとまりも距離感もないと論評している⁽⁴⁵⁾。…また吉岡の講演会における学校批判。「吉岡さんの講演会は宇都宮大学と朝日新聞宇都宮総局が共催した。…吉岡

さんは「日本の教育」について「一貫して変わらないことがあって、最近気づいた」と切り出した。「いつも人に使われていることを前提にしている」幼稚園では号令をかけられると園児が年の順番に整列する。「日本の子どもしかできない」。学生は「先輩」「後輩」と呼び合い秩序意識を強める。卒業後は「就社」する。日本の教育の現状を吉岡さんは「自分で仕事を作ることを考えない」と批判した。⁽⁴⁶⁾。ここでも、社会構造の責任に帰するか、学校批判である。その子や保護者である主体の責任は問わない。吉岡の論評は、朝日の主張の代弁なのであろう。そうでなければ講演会の共催など行わないだろう（手法①）。

(6) 学校の閉鎖性への批判

「アカマツの林を四十メートルほどくぐったところにある校門に、破れかけた張り紙があった。「取材については学校では受け付けておりません」。衝撃から立ち直れない学校は、いまも事件について口を閉ざしている。…親の間には「学校は本当のことを教えてくれなかった」との不満もある。…ある生徒は口ごもりながら言った。「学校は静かになったけど、みんな冷めてる感じ。先生が怒らなくなったので、早退や来ない子が多くなった。関係のないところで大人たちが騒いで、嫌だなあ」⁽⁴⁷⁾。「口を閉ざしている」とは朝日新聞のいつもの手法で、取材を受けない学校に対してその“閉鎖性”を揶揄するために使う“常套句”である（批判④）。「口を閉ざした」のではない。朝日新聞のようなマスコミが多数押しかけてきて、業務に支障をきたすこと、在校生への心理的影響、朝日新聞に取材されても学校批判を繰り返すだけなのでかえって迷惑なことであろう。それが“天下の朝日新聞”の取材を受け付けられないことに対して、こういう表現を使用することに朝日の驕りが感じられる。また「学校は本当のことを教えてくれなかった」という親の間の話としてあげているが、「本当のこと」とは何なのだろうか？（手法④）一教師が生徒に指導中に刺殺されたという事実以上のことがあるのだろうか。暗に教師の指導性を批判したいのか。ある生徒の「先生は怒らなくなった」という話に引っ掛けたいのだろうか。教師は、殺されても批判される対象であるのだろうか。「本当のこと」を知りたければ、マスコミのいつもの手法で加害生徒の保護者のところに押しかけて取材すればよいのではないだろうか。

(7) 加害少年に関する記事

加害少年に関する記事は、驚くほど少ない。こうした殺人事件が起こるとマスコミは、本人の性格や生育歴、家族等について証言を集め、微に細に至り報道するが、それはなかった。

「生徒は遅刻について注意され「ナイフで脅そうとしたが、驚かないのでカッと刺した」と話しているという。」⁽⁴⁸⁾「事件当時の状況について、「(ナイフを出した手前) 引っ込みがつかなくなった」と話していることが6日、関係者の話からわかった。生徒は、先生と自分の家族に申し訳ないことをした、という趣旨の話もしているという。関係者によると、生徒は鑑別所に収容後、「友達がいる前でナイフを出した手前、引っ込みがつかなくなった」という内容の話をしているという。また、県警や黒磯署の調べでは、生徒は同署に補導された後、「(腰塚先生を) 殺すほどの恨みはなかった」と語ったという⁽⁴⁹⁾。この話についての論評はない（手法⑥）。

ただ、次の記事。「事件を起こした男子生徒は今、関東地方の児童自立支援施設で集団生活を送っている。生徒は職員に反抗的な態度をとったことなどから、規則違反などの反社会的行為を繰り返す「行為障害」と精神科医に診断された。」⁽⁵⁰⁾については、この記事

を書いた並木昌広という記者が論評を加えている。「生徒は事件当時に行為障害だったのか。それとも、事件後の環境が行為障害にさせたのか——。専門家の見方も分かれる。「なぜ事件が起きたか」を自分自身にも問い続けたが、答えは見つかりそうにない。ただ少なくとも、今後の教育現場の「再生」を考えたときに、「生徒は行為障害だったから事件を起こした」と簡単に理由を付け、納得することが一番危険ではないか。事件が残した「課題」を考え続けること——今の私には、それしか答えが浮かばない。」⁽⁵¹⁾この論評は、朝日新聞における「教育言説」の典型的な論評のひとつである。「なぜ事件が起きたか」を自分自身にも問い続けたが、答えは見つかりそうにない。」と言いつつ、「生徒は行為障害だったから事件を起こした」と簡単に理由を付け、納得することが一番危険ではないか。」と加害生徒個人の責任に帰することを婉曲的に否定している(意図①)。では、どこに責任に帰するのはといえば、その前の文「ただ少なくとも、今後の教育現場の「再生」を考えたときに」という文が入れられているところを見れば、学校にその責任を帰していることは明白であろう(意図②, 意図③)。教育現場の「再生」とは、何を指しているのだろうか。その説明はない。最後に、「事件が残した「課題」を考え続けること——今の私には、それしか答えが浮かばない。」と結んでいるが、「課題」とは何を指しているのかも明確に説明していない。その前の文にある「再生」とか「課題」とかにもわざわざ「」を付けている(手法④)。実際のこの論調の趣旨は、学校の責任、被害女性の指導の責任に帰したいということなのであろう。しかし、被害女性教師は刺殺されたのであり、さすがに朝日としても直接、学校批判、教師の指導批判ができなかったので、こういう表現になったのだとも考えられる⁽⁵²⁾。

(8) 被害教師と加害生徒の保護者の記事

刺殺された家族に関する記事は、「自宅で法要した」との記事1本のみである⁽⁵³⁾。驚くべきことに、加害を起こした保護者に関する記事は1本もない。普通の殺人事件ならば、加害者の人格、性格、生育歴、果てはその保護者まで執拗に取材をかけるにもかかわらず、奇妙に思える。この場合、未成年が犯した事件であり、当然その保護者の責任が問われ、取材攻勢をかけても良いはずなのにそれがない。学校体制や教師の指導の問題を暗に批判するのであれば、保護者の教育を取材するのは筋であり、公平な記事の観点からも当然であろう。なぜそうならないのかは、恐らく隠された3. で示した「意図②：購読者である親・保護者を批判できないので学校批判、教師批判を繰り返す」ということなのであろう。

それに加えて、刺殺された女性教師への表彰の記事が象徴的である。「県教委と県が遺族に対し、特別褒賞金の支給を検討していることが31日、わかった。しかし、過去、学校内でのこうした事件を対象にした特別褒賞金の支給は例がなく、支給されるかどうかは微妙だという。…支給されるには、「職員が生命身体の危険をかえりみることなく、その職務を執行したことによって死亡した場合」で、さらに、「特に功労がある場合」という二つの基準を満たさなければならない。…しかし、今回のケースが基準を満たしているかどうかは、微妙だという。」⁽⁵⁴⁾この報奨金をもらえるか微妙だということを記事にすることに何の意味があるのだろうか。「職員が生命身体の危険をかえりみることなく、その職務を執行したことによって死亡した場合」という基準で、この先生の指導にも問題があったかもしれないから、この支給には疑問符が残るという朝日の論調の代弁として掲載したのではないかと勘繰りたくなるのである(手法①)。しかしその後、文科大臣による

特別顕彰を行うことが明らかになった。「文相は記者会見で「教育者として真摯(し)に職務に精励され、その使命の遂行に力を尽くされたことによる」と説明した。」⁽⁵⁵⁾。顕彰を受けた夫の越塚勝巳さんは、「[妻が教員として子どもの教育に真剣に取り組んだ一つのあかしとしてありがたく受け止めている。悲しみは消えたわけではないが、表彰を心の励みにして、全国の先生方と一緒に、私も一教員として全力で頑張っていきたい]とするコメントを出した。」⁽⁵⁶⁾しかし、この記事に関する論評はない(手法⑥)。

(9) 裁判

被害者の遺族は、1999年4月、市の安全配慮と両親の監督が足りなかったとして市と加害生徒の両親を裁判所へ訴えた。両親に対しては、1億3800万円の損害賠償を求めて少年の両親を提訴した。しかし、朝日新聞の記事には、最初に提訴したとの記事が確認できなかった。確認できた最初の記事は、宇都宮家裁の新所長に就任した小林亘氏が就任記者会見で述べた中で、この事件に触れたことを記事にしたことである⁽⁵⁷⁾。裁判の内容が記事になったのは、やっと第3回口頭弁論からであった。なぜ第1回の裁判から記事にしなかったのだろうか。その理由は、記事の内容が「原告側は、宇都宮家裁や黒磯北中、県北児童相談所に少年記録の開示を求めたが、いずれも非開示を決定したため、「事件の状況・背景を知るには、証人尋問せざるを得ない」(代理人弁護士)としている。」⁽⁵⁸⁾とあり、タイトルも少年の証人申請である。裁判の内容というよりも“いたいけな”少年たちを裁判所の証人喚問に呼ぶことの婉曲的な疑問符とも取れる論調の記事であったからであろう。「証人喚問せざるを得ない」という記事の書き方に端的に表れている。その後、「事件は今、法廷で争われている。」⁽⁵⁹⁾、「藤田政寿市長は「個人的には腰塚教諭のごめい福をお祈りする」。しかし、「行政としては(民事裁判で遺族側と)係争中だからこれ以上のコメントは差し控える」と詳しく話すことを避けた。」⁽⁶⁰⁾というわずかに間接的に触れた記事がある。具体的に内容に触れたのは、次の記事である。「この事件で、腰塚教諭の夫ら遺族は一昨年五月、黒磯市と生徒の両親を相手取り、計約一億三千八百万円の損害賠償を求めて訴訟を起こした。裁判で遺族らは、「学校が荒れていたのに、教師の安全に配慮する義務を果たさなかった」と主張。市側は「学校は安全だった。市には一切責任はない」と反論し、全面的な争いになっている。遺族側は昨年十一月、市側が具体的な再発防止策を示せば賠償金は求めない、という内容の和解案を提示した。市側も別途、和解案を示したが、その内容は「引き続き生徒指導に努める」などという抽象的な表現にとどまった。双方とも納得せず、裁判は長期化の様子も見せている。」⁽⁶¹⁾この裁判に対する論評はない(手法⑥)。さらに奇妙なことに、原告側が市と生徒の両親を相手に訴訟を起こしているのに、市との係争内容は記事にしているのに、両親との係争内容は記事にしていないのである(意図②)。

2004年9月15日、宇都宮地裁の判決が下った。その内容の記は次の通りである。「栃木県黒磯市の市立黒磯北中学校で98年1月、中学1年の男子生徒(当時13)にバタフライナイフで刺殺された腰塚佳代子教諭(当時26)の遺族が男子生徒の両親を相手に、1億3800万円の損害賠償を求めた訴訟で、宇都宮地裁(羽田弘裁判長)は15日、遺族側の主張を大筋で認め、約8200万円の支払いを命じた。訴訟では、男子生徒に対する両親の監督責任の有無が争点となっていた。判決は「監督義務を怠ったことは否定できない」と述べた。遺族は、黒磯市にも損害賠償を求めていたが、02年3月に和解が成立している。」⁽⁶²⁾。

これが全文である。淡々と、簡潔に、短く、結果だけを記述している。裁判内容を記述するわけでもなく、論評もしていない(手法⑥)。この事件を契機に「キレル生徒」を扱った記事と比べて格段の差があることは明らかであろう。すでに事件から6年経過し、ニュースバリューがないということなのだろうか。

判決文を詳しく検討してみよう⁽⁶³⁾。第3の争点に対する判断の(3)本件事件までのFの状況等Fは、本件事件当時まで、前歴等はなく、シンナー等の薬物に手を出したり、万引き等を行ったこともなかったが、黒磯北中に入学したころから被告Gのたばこを盗むなどして吸うようになり、平成9年の夏ころからは自分でたばこを購入し、多いときには1日に十数本のたばこを吸っていた。Fは、小学校時代に約2回友人らに暴力を振るったことがあり、黒磯北中入学後は、直接暴力を振るったことはなかったものの、4、5回激高して暴力を振るう寸前に至ったり、黒板をげんこつで殴ったり、トイレのドアを殴って壊すなどの行動を取ったことがあった。Fは、本件事件前には、被告らの注意に対しても、気に入らなければ布団を殴りつけるなど、苛立ちや怒りを見せることが多くなり、口調なども荒っぽくなっていた。このように、Fは、黒磯北中入学後は周囲の者に対する暴力的言動や物に当たるなどの行動が出始め、成績の悪化、欠席の増加、保健室への頻繁な出入り等の状況にあった。被告らはFのこのような状況にある程度気付いていたが、特段の対処は講じていなかった。]

朝日新聞の論調は、「普通の子」が先生を刺したとろくに取材もせず、センセーショナルに書き立て、その後は、「怒るとキレル生徒だった」と生徒理解が足りない中で、きつい指導をしたことが原因だと暗示した記事を掲載してきた。この裁判所の判断材料にした加害生徒の刺殺事件を起こすまでの経過をみると、とても「普通の子」だとか「怒るとキレル生徒」だったとかという状況の生徒だとはとうてい、いえないであろう。加害生徒に対するこの判決文にある程度の情報も取材せず、取材する能力もなく記事にしたということなのであろう。このまた加害生徒の精神状態についても「Fは、本件事件による家庭裁判所の処分として教護院に入院した後も、心身の不調や、凶器と化す物を居室に隠し持つ、職員や他の児童に対して暴力や殺人に結びつく言動をはばかりることなく行うなどの問題行動から個室処遇、強制的措置寮への入院等の措置を受けた上、最終的には処遇困難として関東医療少年院に送致されて相当期間の治療を受けることになったこと、教護院入院中の病院での診断においても、Fには、軽度の脳波異常等の生物学的所見を伴った腹部発作及び不機嫌状態を伴うてんかんとそれと並んで存在する周期的不機嫌状態がみられ、爆発性精神病質であって、DSM-IV分類によれば、間歇性爆発障害、一般疾患による精神障害(てんかん性腹部発作及び不機嫌発作)であると診断されていること、Fは、本件事件前後、物に当たったり、周囲の人に対しても攻撃的な言動を繰り返すなど、体調不良にも起因して強い苛立ちを伴った不機嫌状態が持続していたところ、これらの状態は、上記の教護院入院後の言動及び医師の診断による病状とも共通していること等にかんがみると、Fは本件事件当時も教護院入院後の診断と同様の精神的疾患に罹患していたことが認められ、本件事件もこれによって惹起されたことがうかがわれる。」とある。ところが、朝日新聞の記事は、「キレル生徒」を生徒一般に広げ、それを教員の生徒に対する無理解な指導や「偏差値教育、受験競争によるストレス」等、学校教師や学校体制の問題だという趣旨の記事をなんら根拠なく掲載し、朝日新聞の識者にも朝日新聞の論調を代弁させてきた⁽⁶⁴⁾。加

害生徒個人の精神的な問題に帰するという根拠に対しても並木昌広なる記者が、婉曲的にそれを否定し、教育現場の責任に帰するよう強弁してきた。この裁判の判決主文を読んで、この6年間のトンチンカンな記事に対する“恥の意識”から意識的に判決内容を記事にすることを避けたのであろうか。そうではあるまい。自らの記事の信憑性のなさ、記者の取材能力のなさ、取材をせずに朝日の思い込みによる予断で記事を書くジャーナリズムに反する姿勢、そしてそれに臆面もなく便乗してコメントする識者、これらが総体となって、社会一般にあからさまになることを避けて“隠ぺい”したのであろう。並木昌広なる記者は、この判決文をどう読んだのであろうか。少なくともこの事件における裁判の結審が出た後、論評しているのかと探してみたが見当たらなかった。並木昌広なる記者は、今もその「課題」を考え続けているのであろうか。

判決文は、加害生徒の精神障害を認めつつも「…しかしながら、本件事件における加害行為は、ナイフによる刺殺であって、殺人行為の是非弁別の判断やそれに伴う法的責任発生認識は、既に中学校に入学し満13歳に達していたFにおいても、基本的には比較的容易なものであったというべきである」と明確に加害生徒の責任を認めている。ところが朝日新聞の記事には、加害生徒とその保護者の責任を認める記事が見当たらない。それどころか加害生徒の保護者の記事も見当たらない。「責任のある保護者不在」の記事で、もっぱら対象となるのが当該学校なのである(意図②)。

5. 「校門圧死事件」における朝日新聞の「教育言説」との比較

筆者は先に、「マスコミの「学校バッシング」における「教育言説」の批判的検討—朝日新聞の「校門圧死事件」の記事を手掛かりに一」⁽⁶⁵⁾を上呈した。この論文では、教師が生徒に対する加害者であり、本論考では、教師が生徒からの被害者である。この対照的な事件における朝日新聞の「教育言説」を比較してみよう⁽⁶⁶⁾。

(1) 掲載本数

記事の掲載本数である。Aが376件で、Bが57件であった。BはAの約7分の1である。

(2) 期間

Aは、事件が起こってから25年間もの間、この事件を掲載してる。一方、Bでは、6年である。Bが裁判の結審で締めくくっているのに対し、Aは裁判後も追悼集会の記事を掲載している。

(3) 裁判

Aでは、裁判の内容のみならず傍聴記録も含めて克明に記事にしている。裁判の経過や判決に対する傍聴者の感想や意見、識者のコメントも掲載している。一方、Bでは、裁判の経過もわずか2回の掲載にとどまり、ただ事実経過と判決の事実を掲載しているに過ぎない。傍聴者の感想や意見もなく、もちろん識者等のコメントもない。CDには載せました。

(4) 責任の所在

Aでは、加害は教師、Bでは加害は生徒であるのは当然であるが、Aでは、加害教師の責任が断罪されているが、Bでは、加害生徒の責任を問う記事はないどころか、加害生徒が未成年であることを考慮すれば、その保護者の責任が問われても良いと思われるが、それもなかった。なかったどころか保護者に関する記事が一件もないのである。

共通しているのは、学校と教師一般の責任を問う論調である。

6. 結び

このように見ていくと、教師と生徒との関係が大人と子ども、教える側と教えられる側といういわば“非対称”な関係にあることを考慮にいれたとしても、あまりにも公正に反するといえないだろうか。生徒も人間であり、人権を持っていることは当然として、教師も人間であり人権を持っているのである。その教師の人権（生存権）でさえ認められていないかのような「教育言説」は、到底容認できないと考える。

さらに朝日新聞身内の記者の殺害事件と比較してみよう。朝日新聞阪神支局（兵庫県西宮市）に1987年5月3日夜、目出し帽の男が侵入して散弾銃を発砲、小尻知博記者（当時29）を殺害し、別の記者（同42）に重傷を負わせた、いわゆる朝日新聞阪神支局襲撃事件において、そこにイデオロギー上の対立も微妙に影を落としていたために、朝日は「報道の自由」や「言論の自由」を訴え、「正義」をふりかざした。しかし、自らの記事が「キレる」読者に響いて、「キレて」しまって、このような惨状になったとは考えなかったのだろうか。教員が生徒に殺されても、そこには「教育の危機」とか「学校の危機」とか論評せず、この教師の指導のあり方を（婉曲的にも）批判するのであれば、身内の記者も同罪なのではないだろうか。「記事の書き方が悪かったからキレられたのだ」と自己批判しても良いのではないだろうか。事実、弁護士の梓澤和幸は、襲撃事件のあった夜、ある全国紙の記者から電話があり、「報道による人権侵害と関係があるとは思えないか」という取材があったという⁽⁶⁷⁾。その半年後、新聞労連、民放労連、マスコミ共闘会議主催で、「朝日新聞襲撃事件と報道の自由を考える市民集会」が東京で開かれ、識者やジャーナリストが、この襲撃事件が言論の自由にとっていかに深刻重大な影響をおよぼすかについて壇上から次々に発言した。その後、マイクがフロアの聴衆に向けられ、20代の青年が立ち上がり、厳しい調子で次のように述べた。「報道の自由が危険にさらされているというが、いったいマスコミは市民の権利を侵害していることを反省しているのか。とても今日の壇上の発言をそのままに受け取れない。」この発言に対して会場からこの発言を支持する拍手があったという⁽⁶⁸⁾。先の岩田信義も次のように言う。「朝日新聞の体罰捏造記事ののち、全国から百数十通の非難の手紙が届き、電話が鳴りっぱなしになった。そのとき、芥川龍之介の『侏儒の言葉』の中の一文を思い出した。「世論は常に私刑であり、私刑は又常に娯楽である。たとひピストルを用ふる代わりに新聞の記事を用ひたとしても」⁽⁶⁹⁾。

さて、刺殺された女性教師の大学時代のゼミの先生であった都留文科大学教授の植村憲治（当時）は、山梨日日新聞紙上において「13歳少年 女教師刺殺事件を考える」という記事における芹沢俊介、藤井東、山崎哲の3氏による「事件発生の責任をもっぱら腰塚教諭と学校に押しつける立場での議論」について批判している⁽⁷⁰⁾。論点は、次の3つである。

1. 極めて少ない資料を用いて議論を展開する。
2. 他者の資料を自己解釈に都合の良いように引用する。
3. 他者からの批判を許さない。

1. について植村は、次のように言う。「この事件の正確な情報が極めて少ししかない。事件当事者の1人は既にこの世に存在しない。そして殺人事件の目撃者はおそらく全員が教え子の中学生です。事件の瞬間実際何が起きたのか。加害者と被害者がどのような心理状態にあったのかはすべて不明。議論の基となる資料は当局発表をまとめたと思われる新聞記事と宇都宮家庭裁判所による処分決定要旨だけで、後者は千文字にも満たない。その中で、いじめや不登校などの学校での問題に取り組む教育評論家が持っていると思われ

る、いわゆる生徒にとって好ましくなく排除すべき教師像を、被害者である腰塚教諭に当てはめようとしているように思える。彼女が注意した時の言動をあたかも、そのような排除すべき教師ゆえの言動として徹底的に非難している。1人の教員が、注意した生徒にナイフで刺し殺された事実と、(信頼性が必ずしも高くない) その時の言動のみによって、教員としての資質や人格まで否定されうるのだろうか。既にこの世に存在せず、反論が絶対できない相手に対しての、このような憶測による非難が許されるのかという疑問も残る。」⁽⁷¹⁾。

2. ついては、「1. についての方法で展開した議論はどうしても具体性に欠ける。そこで議論の補強材料として他者の出版物が引用される。原典を正しく伝えない引用もしばしば見られる。藤井氏の記事中における、『現代』5月号の黒沼克史氏が黒磯北中学を訪れて取材したときの、進級を間近にした目立たない普通の二年生の会話の引用がこの実例である。

I子 K先生ってさ、言い方が悪いところもあったよね。

J子 そう、すっげームカつくの。

(中略)

<あの事件をどうみてる？>

J子 じつはみんなしたいんだよ。

L子 やったじゃーん、もっと殺せて思ってるよね。絶対。刺したくなるヤツいるじゃん。

この引用ではK(腰塚)先生はこの子たちに完全に嫌われているように受け取れる。原典を参照すると中略部分の最初の話し手は上記中一番過激な発言をしたL子で、私は好きだったよ。 としゃべっている。この一文があると全体の印象は全く変わる。L子の過激な発言も、腰塚教諭を好きだが、事件や学校生活に対する自分自身の考えが定まっていない、的確な表現がまだ難しい中学生の発言として解釈できる。これは、他人の公開物を雑多に引用し、自己流に解釈して中略し、詳しい説明もなく結びつけた文章だ」としている。

3. について、「芹沢氏は、「腰塚教諭が一方向的に生徒の非を取り上げ、責めまくった。言葉で殴られればなしに殴られた生徒との間の構図が最後に反転した。ナイフさえなければありきたりの対教師暴力ということで片づけられている。ナイフに目をくらまされさえしなければこの出来事は教師と生徒の二人が起こした事件と言うことになる。」という意味のことを人前で話した時、「そういう話を被害者の家族の前でできるか」と質問した人のことを、「被害者の家族の名の背後に隠れて銃を撃つのは卑劣だ。」と述べている。植村は、「これは芹沢氏御自身がこの問いに対する回答を持ち合わせていないための表現だろう」と述べているが、筆者に言わせれば、自ら現地に向向いて取材や調査をするわけでもなく、少ない情報で、自らの学校教育に対する単純な枠組みでもって⁽⁷²⁾、高みから評論するというのは、銃の撃ち方としては、最も卑劣なやり方であろう。

そして、植村は、次のように憤りを表明する。「私がこの文を書き記した動機は、悲惨な最期を遂げた腰塚佳代子の死の原因が彼女の教師としての資質そのものにあるとする言われなき中傷に対する憤りです。事件の検証を行うこともなく、報道記事を自分勝手に解釈して、井戸端会議の感覚で被害者の人権を傷つけ、人格を否定するのは許されることではありません。私はまたこのような記事を五回にわたって掲載する新聞社の姿勢にも疑問

を感じます。]

最後の備考という個所で、「なお、本件について2004年9月15日、宇都宮地裁は少年の両親に、腰塚佳代子さんの遺族に対して8200万円の賠償金を支払うよう命令を下した。これをもってしても、腰塚佳代子さんに対する一部マスコミや学者たちの批判がどんなに不当なものであったかが知れる。しかし、彼らからの遺族に対する謝罪がなされたとは、いまだ聞いたことはない。」と結んでいるが、この論考での朝日新聞の姿勢も、上記、4.(9)で記述したように、謝罪どころか反省もなく、朝日の“社是”を根拠もなく強弁していた。またこの事件を論評した上記の識者たちは、恐らく、判決文も読まなかったし、今も読んではいないのではなかろうか。

こうした、殺されても学校や教師に非があるという論調は、間接的にも構造的にも学校や教師一般に対する信頼を失墜させ、終わりのない“学校改革”や教員の資質・向上の必要性を迫り、それが教員の必要がなかった業務の負荷をかけさせてきた間接的要因となってきたのではないだろうか。

(注)

- (1) 西尾理「マスコミの「学校バッシング」における「教育言説」の批判的検討—朝日新聞の「校門圧死事件」の記事を手掛かりに—(都留文科大学紀要第95集, 2022年)
- (2) 「なぜ」関係者に衝撃 黒磯で女性教師が中1に刺され死亡／栃木 (1998年1月29日 (朝))
- (3) 前掲, 注(1) 参照。
- (4) 「なぜ」関係者に衝撃 黒磯で女性教師が中1に刺され死亡／栃木 (1998年1月29日 (朝))
- (5) 干渉嫌い, 学校ストレス? 教師刺殺事件で不安募る現場【大阪】(1998年1月29日 (朝))
- (6) 全生徒に「悩み」書かせる 教師刺殺事件の栃木・黒磯北中 (1998年1月29日 (夕))
- (7) 突然キレた「普通の子」栃木県中学校教諭／名古屋 (1998年1月29日 (朝))
- (8) 同上。
- (9) 教師刺殺事件で黒磯北中生徒たち (1998年1月31日 (朝))
- (10) 「なぜ」関係者に衝撃 黒磯で女性教師が中1に刺され死亡／栃木 (1998年1月29日 (朝))
- (11) 県警が生徒の所持品検査要請 栃木県教委は拒否 黒磯北中の教師刺殺 (1998年1月31日 (朝))
- (12) 「なぜ」関係者に衝撃 黒磯で女性教師が中1に刺され死亡／栃木 (1998年1月29日 (朝))
- (13) 数人, ナイフ持ち登校 漫画の影響で流行? 栃木・黒磯北中 (1998年1月30日 (夕))
- (14) 同上。
- (15) 悩む教育関係者 信頼関係に刃先 (ナイフを持つ生徒たち)【名古屋】(1998年2月4日 (朝))
- (16) 同上。

- (17) 同上。
- (18) 同上。
- (19) 飛行機の搭乗やイベント会場等での入場でも常識となりつつあったにもかかわらず、朝日新聞をはじめとする“薄っぺらい”「人権」という“錦の御旗”での学校教育批判が尾を引いているためなのであろうか。
- (20) 「少年に刃物売らないで」 中学生の凶悪事件で対策／大分 (1998年2月4日 (朝))
- (21) 保健室の利用実態を調査へ 女性教師刺殺事件で栃木県教委 (1998年2月4日 (朝))
- (22) 銃刀砲違反, 保護者に呼びかけ (突然の暴走 13歳とナイフ) / 栃木 (1998年2月20日 (朝))
- (23) 「少年に刃物売らないで」 中学生の凶悪事件で対策／大分 (1998年2月4日 (朝))
- (24) 少年へのナイフ販売, 県内130店に自粛要請 県・県警連名で/ 山口 (1998年2月6日 (朝))
- (25) バタフライナイフ販売自粛 県警も防犯PR 名古屋・栄など/ 愛知 (1998年2月10日 (朝))
- (26) ナイフ反省, 放映やめて 暴行事件の少年, 拘置所から手紙【名古屋】 (1998年2月5日 (朝))
- (27) 銃刀砲違反, 保護者に呼びかけ (突然の暴走 13歳とナイフ) / 栃木 (1998年2月20日 (朝))
- (28) バタフライナイフ, 有害がん具に指定へ 県児童福祉審部会了承/ 島根 (1998年5月9日 (朝))
- (29) 声の広場 / 茨城 (1998年3月4日 (朝))
- (30) キレル心理を再現 教師刺殺事件題材に私立高養護教諭ら学習会/ 愛知 (1998年2月23日 (朝)) その他にも, 「心の教育が求められている」子どもの「変容」どう対応 教職員組合が研究大会・集会/ 香川 (1998年10月25日 (朝)), 「命」の教育 模索する学校 (揺らぐ14歳) 大阪 (1998年12月25日 (朝)), 一周忌を迎えて「命を大切にする日」(心の傷 (扉を開けて 黒磯北中事件から1年: 1) / 栃木 (1999年1月23日 (朝)), 「命の大切さ」(「命の大切さ」胸に刻み 黒磯北中事件, 腰塚教諭一周忌/ 栃木 (1999年1月29日 (朝)), 養護教諭の2人制 (養護教諭2人制 「聞いてほしい」多忙 (ズームアップ) / 栃木 (1999年9月25日 (朝)), 教員の2人配置 (黒磯の中学校で非常勤講師を独自配置 生徒指導担当と同教科/ 栃木 (2001年2月9日 (朝)), 保健室の先生2人に 佐野市教委が独自に配置/ 栃木 (2000年6月18日 (朝)), 「命をいつくしみ, 他の人格を大切にする指導」(黒磯北中ナイフ事件から2年 県教育長「事件の重さ考えて」/ 栃木 (2000年1月28日 (朝))
- (31) 「命」の教育 模索する学校 (揺らぐ14歳) 大阪 (1998年12月25日 (朝))
- (32) 黒磯北中事件から2年「風化させまい」決意込め/ 栃木 (2000年1月29日 (朝)) 傍点筆者。
- (33) 中学生はなぜナイフを持つのか 県の中学生に聞く (Kids) / 群馬 (1998年3月17日 (朝)) 内申書については若者たちを励ました冬季五輪 (声・今月の投書から) (1998年2月27日 (朝))。同様の記事に「ナイフで得る自信, うわべだけ 少年らの

胸の内【大阪】(1998年3月12日(朝)), 「ナイフ事件, 生徒の意見様々(教室で) / 群馬(1998年5月19日(朝)). ただし左記の記事の中での生徒の声「刺す人にも問題はああるけど, 刺される人にも問題はなかったか, 考えるべきだと思います」という生徒の無責任な声を臆面もなく掲載している。殺されても朝日新聞は, 教師に問題があると考えているのであろう。

- (34) 「偏差値教育は限界」 愛教組が子供の犯罪巡りシンポジウム / 愛知(1998年3月1日(朝)) このシンポジウムではさまざまな原因が挙げられたが, その中で偏差値を見出しにあげているので, これが朝日新聞の主張なのであろう。
- (35) 黒磯北中事件でシンポ, 教諭ら130人参加 子ども学会主催 / 栃木(1998年3月29日(朝))
- (36) 同上。
- (37) 「キレル」分析の切れ味 鶴飼正樹(店頭拜見(1998年7月5日(朝)))
- (38) 少年と暴力 世間を社会と共存させる 松原隆一郎(ウオッチ論潮)(1998年3月30日(夕))
- (39) 同上。
- (40) 同上。
- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) これから幾多の犯罪事件を記事にするのであろうから, ぜひともやってもらいたいと思う。
- (44) 同様の例として, 「神戸の酒鬼薔薇事件」が挙げられるのであろう。「浅野健一教授: A少年が逮捕されて, その夜のTBSの『ニュース23』, 大阪では毎日放送ですよ, あそこで斉藤茂男さんと鎌田慧さんと, 香山リカさんだったかな, 三人か四人ぐらい出てきて, やっぱり完全に教育の荒廃, 学校制度の問題という話になったんですよ。これを見ていてね, えーと思って。さっきまで中年の男が犯人だったのに, 警察が発表すると「中学生だ」と。一挙にそういう話に変わってしまったなあと考えた。」(今, 再び神戸事件の真相を問う ---- (1) 神戸事件で巨大マスコミは, 自殺した(早稲田大学新聞 2002.6.27) この論考での問題について言えば, A少年の動機やその他の背景もわからない段階で, すぐさまこうした無責任な論評を行う識者とそれを報道するマスコミの問題である。
- (45) このような論調に対して, 1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件の加害生徒の中学校の校長であった岩田信義は, 思わず吹き出したくなる報道として, 野田正彰のコメントを挙げている。「ニュータウンで凶悪事件が起きたことは注目される。立派な家や道路はあるが, 機能だけの道になっており, 生活感がない。住民は駅とねぐらの最短距離でしか歩かず, 社会が支え合っている実感がないことが問題だ。以下略」(神戸新聞平成9年6月29日朝刊)。このコメントに対して岩田は, 事件の関係者が住んでいる北須磨団地は, 自治会活動が盛んなことで知られ, 毎月のイベントや行事, 地域の交流, 学校との交流も盛んな地域だという(岩田信義『校長は見た! 酒鬼薔薇事件の「深層」』(五月書房, 2001年) pp.91~92.)。恐らく, 野田正彰は, 地域に対する事前調査はしない, 地域への取材もしないでいわゆる“都市化にお

る人間関係の希薄化”なるテーゼをそのまま適応しただけなのであろう。そして、この記事を臆面もなく掲載する無知な記者たちも同様なのであろう。

- (46) 吉岡忍さん (幼い兄弟はなぜ死んだ 私はこう見る: 6) / 栃木 (2004年10月28日 (朝))
- (47) 教師が刺された街で 政治が語る教育響かず (ただよう 98選挙) (1998年 6月13日 (朝))
- (48) 週間報告 (1998年 1月25日～2月1日) (1998年 2月3日 (朝))
- (49) 「引っ込みつかず」刺す 「殺すほど恨みなく」 黒磯の教諭刺殺少年 (1998年 2月6日 (朝))
- (50) 「命の大切さ」胸に刻み 黒磯北中事件, 腰塚教諭一周忌 / 栃木 (1999年 1月29日 (朝))
- (51) 同上。
- (52) 付け加えて邪推すれば, この事件における要因が朝日の論調と裁判で示された判決とが余りにも乖離しているため, 結果として, 朝日の論調があまりにトンチンカンなのにみずから気付き, その弁明のための論評だともいえる。
- (53) 「命の大切さ」胸に刻み 黒磯北中事件, 腰塚教諭一周忌 / 栃木 (1999年 1月29日 (朝))
- (54) 腰塚教諭に特別褒賞金を検討 栃木県教委, 黒磯の教師刺殺事件で (1998年 2月1日 (朝))
- (55) 殉職の教諭に文相特別顕彰 黒磯北中刺殺事件 (1998年 2月20日 (夕))
- (56) 町村文相, 腰塚教諭を顕彰 栃木の中学校で生徒に刺され死亡 (1998年 3月4日 (朝))
- (57) 新所長の小林亘氏, 利用しやすい裁判所をめざす 宇都宮家裁 / 栃木 (1998年 6月6日 (朝))
- (58) 少年本人含む10人の証人を申請 黒磯北中訴訟 / 栃木 (1999年12月16日 (朝))
- (59) 黒磯北中事件から2年「風化させまい」決意込め / 栃木 (2000年 1月29日 (朝))
- (60) 衝撃薄れ「もう普通の学校」黒磯北中, 事件から3年 / 栃木 (2001年 1月29日 (朝))
- (61) 同上。
- (62) 黒磯教師刺殺, 生徒両親に賠償命令 宇都宮地裁判決「監督怠る」(2004年 9月16日 (朝))
- (63) 判決 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/254/006254...2021年10月7日閲覧。被告とは, 加害少年の保護者のこと。
- (64) そのことによって, 社会不安を広げたことにどう責任を取るのでしょうか。
- (65) 注(1) 参照。
- (66) 「校門圧死事件」による「教育言説」をA, 「女性教師刺殺事件」での「教育言説」をBとする。
- (67) 梓澤和幸『報道被害』(岩波新書, 2007年) p.136.
- (68) 梓澤, 前掲書, p.137.
- (69) 岩田, 前掲書, p.183.
- (70) 植村憲治「刺殺された教え子を悼む—黒磯市女教師殺害事件・心なき新聞論評記事

に憤りつつ—」(『琅』(NO.10 1998年11月))

(71) 同上。

(72) 例えば、学校の受験競争や偏差値教育、管理教育のストレスやそれを体現する教員への反発から事件を起こしたとみる至極単純な枠組みであろう。某評論家が言ったとされる「この少年はあの女教師そのものでなく現代の管理教育にナイフを突き立てたのだ」という主張に端的に表れている。

Received : March, 15, 2022

Accepted : June, 8, 2022